

令和6年度第18回人事委員会会議の結果

1 開催日時

令和6年12月19日（木） 午前10時00分 ～ 午前11時13分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 池本 誠司
委員 中込 秀明
委員 鎌田 晶子
【事務局】 事務局長ほか 9名

4 議 事

傍聴者がいないため、議決事項2、協議事項1、2及び報告事項2、4について、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることの決定を省略し、議事を開始した。

議決第1号 「単身赴任手当に関する規則の一部改正等について」

次の給与関連規則の一部改正等について決定した。

<決定内容>

1 単身赴任手当に関する規則の一部を改正すること

(1)改正内容

単身赴任手当の届出、認定・決定に係る手続きを、総務事務システム上で処理することを可能とするための規定整備

(2)施行期日等

公布・施行日 令和6年12月24日

適用日 令和7年1月1日

2 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正に係る県教委からの協議に応じ、差し支えない旨を回答すること

議決第2号 「令和5年(不)第1号事案について」

本件審査請求について、地方公務員法第50条第3項及び不利益処分についての審査請求に関する規則第14条第1項に基づき裁決を行った。

また、同規則第15条第1項に基づき裁決書の写しを当事者に送達することを決定した。

協議第1号 「職員の給与に関する条例等の改正に伴う人事委員会規則の改正等について」

令和6年12月定例会で審議中の、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案が原案どおり可決された場合、条例施行日までの間、人事委員会会議を開く暇がないため、次の事項を委員長専決により行うことを協議し、了承された。

1 次に掲げる人事委員会規則の一部を改正すること

(1)初任給調整手当に関する規則

(2)期末手当及び勤勉手当に関する規則

2 学校職員の関係規則の改正に係る県教委からの協議に応じ、差し支えない旨を回答すること

協議第2号 「職員の任用に関する規則の一部改正について」

職員の任用に関する規則の一部改正について協議した。

報告第1号 「埼玉県議会からの意見照会について」

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、埼玉県議会から次の議案の意見を求められたことについて、令和6年12月6日に委員長専決で処理した旨を報告した。

- ・第156号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ・第157号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

報告第2号 「令和6年度障害者を対象とした埼玉県職員採用選考及び就職氷河期世代を対象とした埼玉県職員採用選考の実施結果について」

令和6年度障害者を対象とした埼玉県職員採用選考及び就職氷河期世代を対象とした埼玉県職員採用選考の実施結果について報告した。

報告第3号 「第51回主査級昇任試験の実施結果について」

令和6年度に実施した第51回主査級昇任試験の実施結果について報告した。

報告第4号 「係属中の審査請求事案(昭和60年以前)について」

審査請求人から審査請求取下申出書が提出され、これを受理したことを報告した。